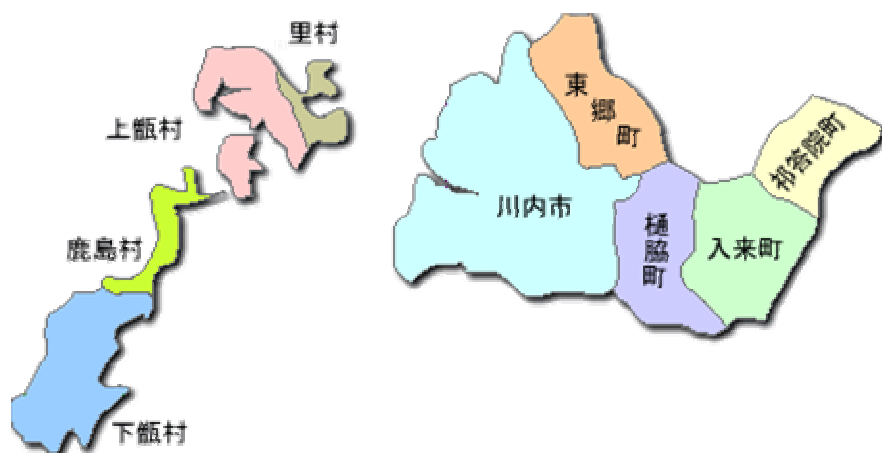


1 . 構成市町村の概要



人口・世帯数・面積等

町村名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
川内市	73,236	28,619	265.44	275.9
樋脇町	7,951	3,087	64.18	123.89
入来町	6,454	2,491	72.38	89.17
東郷町	5,978	2,324	80.15	74.59
祁答院町	4,625	1,772	82.56	56.02
里 村	1,517	623	17.31	87.64
上甌村	2,008	974	35.08	57.24
下甌村	2,803	1,346	57.61	48.65
鹿島村	892	447	8.68	102.76
計	105,464	41,683	683.39	162.67
備考			H11.10	H11.10

2. 設立までの経過

川薩地区法定合併協議会の設置の経緯について

川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村の2市4町4村で、合併の基本的な問題等について協議するため、平成14年10月7日川西薩地区任意合併協議会が設置された。

任意合併協議会では、4回にわたる会議の中で、合併問題にかかわる調査研究に関する事項、新市まちづくり計画の策定方針に関する事項、法定合併協議会設置に関する事項、合併に関する基本的事項等について協議を重ね、共通の認識と理解が積み上げられてきた。

任意合併協議会での調査研究及び協議の結果、法定合併協議会参加の意思表示を保留した下甑村を除く2市4町3村の合併に関する協議を更に深めるため、平成14年12月25日川西薩地区法定合併協議会が設置され、合併協定項目、合併の期日、合併の方式、新市の事務所の位置など重要案件が審議されてきている中で、平成15年4月7日串木野市長から離脱の表明があったが、その後串木野市長から串木野市議会と意思統一された最終方針が示されない状況が続いており、その取扱いについて協議されたところ、今後の協議スケジュールと合併特例法の期限を勘案すると、これ以上合併協議を停滞させることは出来ないと判断され、川西薩地区法定合併協議会は一旦休止されることになった。

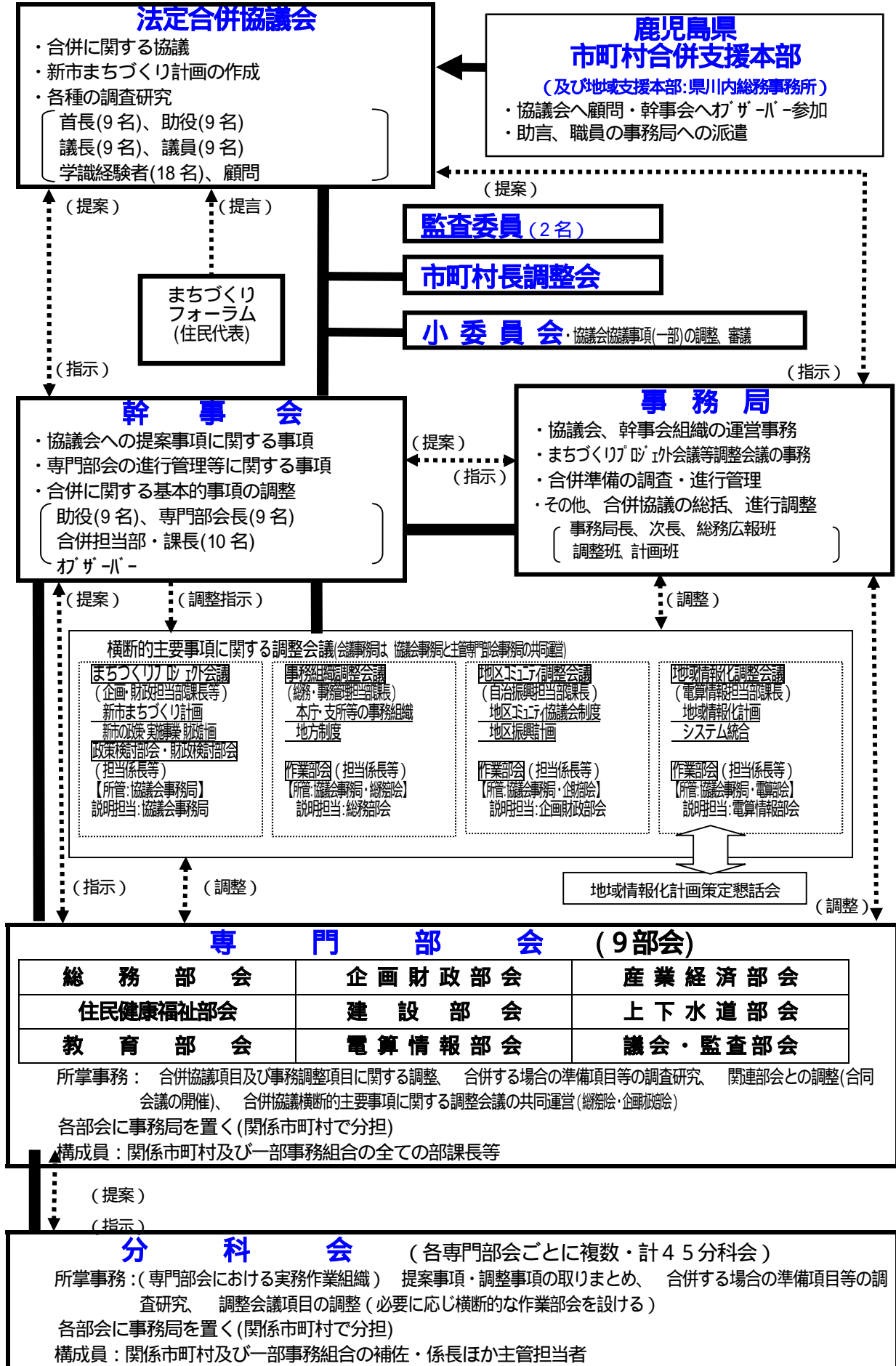
そして、平成15年6月12日法定合併協議会の加入の申し入れのあった下甑村との合併協議を先行させるため協議を行った結果、各市町村の議会においては、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村の1市4町4村の法定合併協議会設置議案の議決がなされ、協議会規約の7月10日施行をもって、川薩地区法定合併協議会の設置となった。

(参考)

年月日	事項	内容
平成13年2月～11月	「市町村合併に関する情報交換会」開催(第1回～3回)	2市8町4村会議(助役、主管部・課長)
平成14年3月26日	2市4町4村首長会議	課長級職員で構成する「合併問題勉強会」、課長補佐級以下、係長・担当職員による「調整班」を設置。 川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、市来町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村
4月～7月	勉強会(第1回～第7回)会議 調整班(第1回～第6回)会議	H13年度調査結果報告 行政比較データについて 地域の将来像について 先進事例からみた合併協議の進め方について
8月16日	(仮称)川西薩地区任意合併協議会設立準備会発足	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村(2市3町4村)で構成
8月29日	準備担当課長合同会議	任意合併協議会での作業内容等 (人事・企画財政・電算・合併担当課長)
9月6日	準備合併担当部課長会	設立総会・第1回任意合併協議会に向けて
9月10日	祁答院町長から協議会準備会への参加申入れ	任意合併協議会設立準備会会長へ文書での申入れ
9月26日	準備助役会	設立総会・第1回任意合併協議会に向けて
9月30日	首長・議長懇談会	祁答院町の任意合併協議会準備会への参加について他
10月7日	川西薩地区任意合併協議会・第1回任意合併協議会	任意合併協議会の設立 規約・役員 平成14年度事業計画・予算
10月23日	第1回幹事会	第2回任意合併協議会について
11月8日	第2回任意合併協議会	任意合併協議会における申し合わせ事項について 合併の方式について 合併の期日について 新市の名称の決定方法について 新市の事務所の位置について
11月11日	第2回幹事会	第3回任意合併協議会について
11月18日	第3回任意合併協議会	法定合併協議会規約 法定合併協議会平成14年度事業計画・予算 事務事業一元化調整方針 新市まちづくり計画の策定方針
12月15日	合併講演会	講師 兵庫県篠山市まちづくり推進課長森本繁氏
12月19日	第3回幹事会	第4回任意合併協議会・法定協議会設置会議・第1回法定合併協議会について
12月25日	第4回任意合併協議会 法定協議会設置会議 第1回法定合併協議会	任意合併協議会解散 下甑村を除く2市4町3村で川西薩地区法定合併協議会設立 委員委嘱状の交付 監査委員の選任 平成14年度事業計画・予算

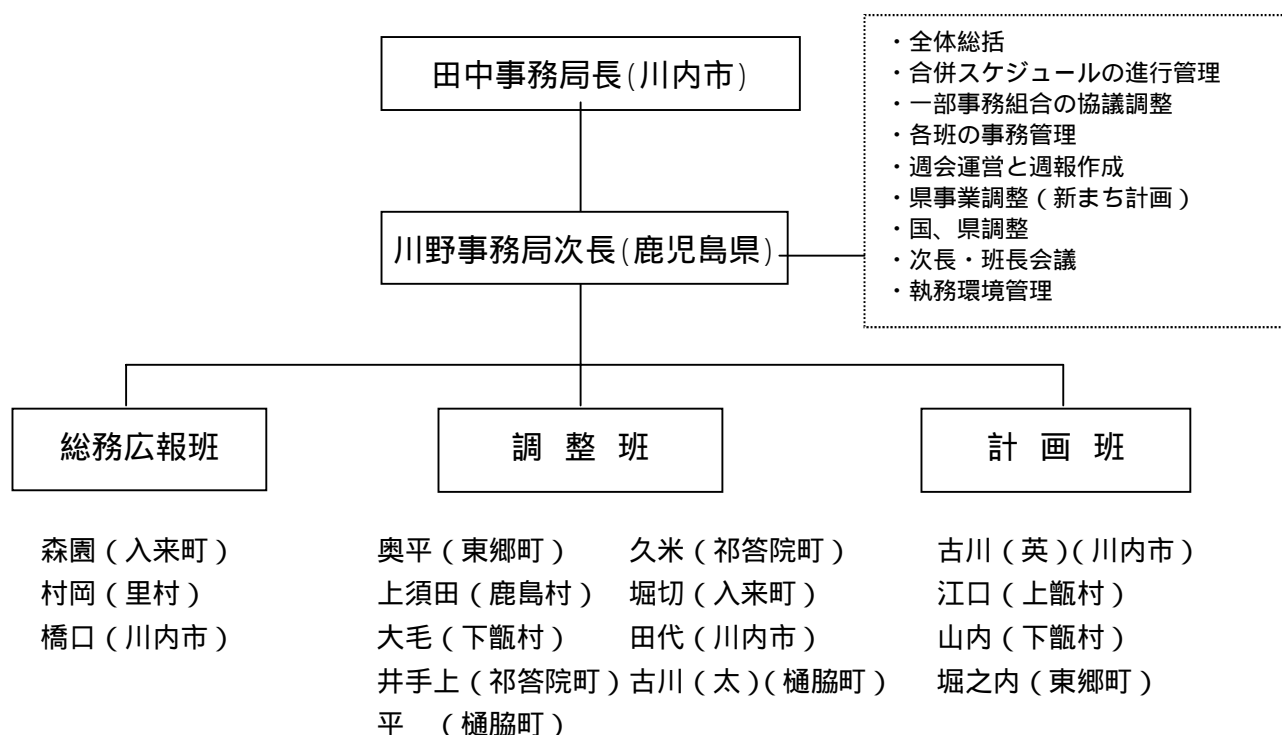
年月日	事 項	内 容
平成15年 1月 9日	第 1 回法定合併協議会幹事会	第2回法定合併協議会について
1月14日	第 2 回法定合併協議会	事務事業一元化調整方針 新市まちづくり計画の策定方針 新市名称候補選定小委員会設置規程
2月 6日	第 2 回法定合併協議会幹事会	第3回法定合併協議会について
2月13日	第 3 回法定合併協議会	新市名称の公募方法等 新市名称候補選定基準等 川西薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針
2月27日	第3回法定合併協議会幹事会	第4回法定合併協議会について
3月15日	第4回法定合併協議会幹事会	合併の期日 新市の事務所の位置
3月28日	第4回法定合併協議会	合併協定項目 合併の方式 合併の期日 新市の事務所の位置 川西薩地区法定合併協議会平成15年度事業 計画・予算
4月 7日	第6回市町村長調整会	串木野市長川西薩地区からの離脱意向表明
4月23日	第5回法定合併協議会幹事会	川西薩地区法定合併協議会幹事会規程の一部改正
5月 8日	第6回法定合併協議会幹事会	第5回法定合併協議会について
5月11日	まちづくりフォーラム提言報告会	フォーラム委員によるパネルディスカッション
5月14日	第5回法定合併協議会	川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業 川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳出 予算決算・監査報告
5月22日	第7回法定合併協議会幹事会	第6回法定合併協議会について
6月 2日	第6回法定合併協議会	条例、規則等の取扱い 電算システム事業
6月14日	第 10 回市町村長調整会	下甕村長・議会議長、川西薩地区法定合併協議 会へ文書(次頁)での申入れ 串木野市長は、「串木野市の離脱の提案も同時で ないなら、下甕村の加入についてののみは議会へ提 案できない」旨表明
6月22日	第 8 回法定合併協議会幹事会	第7回法定合併協議会について
6月26日	第7回法定合併協議会	新市まちづくり計画原案提案
6月28日	(仮称)川薩地区法定合併協議会 設置準備会	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、 上甕村、下甕村、鹿島村(1市4町4村)で構成
7月 3日	第9回法定合併協議会幹事会	第8回法定合併協議会について
	(仮称)川薩地区法定合併協議会 設置準備幹事会・助役会	第1回川薩地区法定合併協議会について
7月10日	第8回法定合併協議会	
	川薩地区法定協議会設置会議 第1回川薩地区法定合併協議会	1市4町4村で川薩地区法定合併協議会設立 委員委嘱状の交付 監査委員の選任 平成15年度事業計画・予算

3. 組織 川薩地区法定合併協議会組織図



4. 事務局体制

事務局体制



(班長)

各班の分掌事務

区 分	分 掌 事 務
各班に共通する事務	1 基本協議項目に関すること。(合併方式、期日、市名、本所・支所) 2 専門部会との連絡調整に関すること。 3 合併準備の調査に関すること
総務広報班	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 協議会の広報・広聴に関すること。 5 国・県との連絡調整に関すること。 6 合併に係わる資料の編纂に関すること。 7 協議会予算に関すること。 8 その他、他の班に属さないこと。
調整班	1 事務事業の一元化に関すること。 2 各種事務事業の調整に関すること。 3 一部事務組合の調整、公共的団体に関すること。 4 横断的主要事項に関する調整会議に関すること。
計画班	1 新市まちづくり計画に関すること。 2 関係市町村及び新市の政策・主要事業等の調整に関すること。 3 県事業との調整に関すること。 4 プロジェクト会議に関すること。 5 まちづくりフォーラムに関すること。 6 横断的主要事項に関する調整会議に関すること。

プロジェクト会議等（横断的主要事項に関する調整会議）について

担当会議	担当者	副担当者
・プロジェクト会議	古川（英）	堀之内
・政策検討部会	山内	古川（英）
・財政検討部会	江口	古川（英）
・まちづくりフォーラム	堀之内	古川（英）
・事務組織調整会議 / 作業部会	奥平	堀之内
・地区コミュニティ調整会議 / 作業部会	大毛	堀之内
・地域情報化調整会議 / 作業部会	堀切	堀之内

新市名称等検討小委員会

担当班	担当会議	担当者	副担当者
総務広報班	・新市名称等検討小委員会	村岡	森園

専門部会別 合併協定項目説明担当項目数

区分	専門部会名	協定項目数	担当者
A	総務部会	9項目	奥平
B	企画財政部会	10項目	大毛
C	産業経済部会	4項目	平
D	住民健康福祉部会	10項目	上須田・久米
E	建設部会	1項目	井手上
F	上下水道部会	1項目	古川（太）
G	教育部会	2項目	田代
H	電算情報部会	1項目	堀切
I	議会・監査部会	1項目	久米
	協議会事務局	7項目	森園・奥平
計	9専門部会	46項目	

5. 事業計画

川薩地区法定合併協議会 平成15年度事業計画

事業項目	事業内容	備考(時期は全て予定)
協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目協議 新市まちづくり計画協議 その他市町村合併に関する協議 	平成15年7月から平成16年3月まで原則毎月第2・4木曜日開催
幹事会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 協議会提案事項の事前調整 	平成15年7月から平成16年3月まで原則毎月第1・3木曜日開催
小委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 新市名称等に関する協議・調整 	随時開催
専門部会・分科会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会(事務事業一元化調整原案協議) 分科会(事務事業一元化調整素案協議) 	随時開催
事務事業一元化調整事業	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ、調整原案作成 	[7月末]
	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業一元化に係る調整議案作成 	[7月~11月]
	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理マニュアル作成 	[平成15年7月~平成16年3月]
	<ul style="list-style-type: none"> 例規原案作成に係る準備作業 	[7月末]
	<ul style="list-style-type: none"> 例規原案作成作業 	[7月~平成16年3月]
	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報化計画策定 	[7月~12月]
新市まちづくり計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> 新市まちづくり計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 計画原案作成検討[7月] 県事業調整[7月] 計画原案提案・審議[8~10月] 計画案の県知事協議等[12月]
	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト会議 	<ul style="list-style-type: none"> 計画原案策定・修正・調整 [7~11月]
	<ul style="list-style-type: none"> 計画原案に対する広聴広報 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり広聴会開催[8~9月] 意見募集[8~9月]
	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりフォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> 計画原案関連意見交換等 [8月/平成16年1月]
広報・広聴事業	<ul style="list-style-type: none"> 協議会だより発行 	毎月1回発行
	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ更新 	随時更新
	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体等への説明会 	[10月~]
	<ul style="list-style-type: none"> 住民説明会(合併協定項目の内容について) 	[平成16年1~2月]
合併調印・議決	<ul style="list-style-type: none"> 合併協定調印 	[平成16年2月]
	<ul style="list-style-type: none"> 合併関連議決 	[平成16年3月]

川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出予算

歳入の部

(単位：千円)

科目			予算額	節		説明
款	項	目		区分	金額	
1	負担金		79,344		79,344	
	1	負担金	79,344		79,344	
		1	79,344	構成市町村負担金	79,344	内訳は下表参照
2	繰越金					
	1	繰越金				
		1				
3	諸収入					
	1	諸収入				
		1				
		2				
		計	79,344		79,344	

構成市町村負担金の算出根拠

市町村	世帯数	割合	負担金		
			世帯割分	均等割分	総額
川内市	28,619	68.7%	4,023,000	8,165,000	12,188,000
樋脇町	3,087	7.4%	434,000	8,165,000	8,599,000
入来町	2,491	6.0%	350,000	8,165,000	8,515,000
東郷町	2,324	5.6%	327,000	8,165,000	8,492,000
祁答院町	1,772	4.2%	249,000	8,165,000	8,414,000
里村	623	1.5%	87,000	8,165,000	8,252,000
上甌村	974	2.3%	137,000	8,165,000	8,302,000
下甌村	1,346	3.2%	189,000	8,165,000	8,354,000
鹿島村	447	1.1%	63,000	8,165,000	8,228,000
計	41,683	100.0%	5,859,000	73,485,000	79,344,000

世帯割分：協議会だより発行の事業費相当額

国庫補助金

合併準備補助金：構成する各市町村につきそれぞれ、500万円を上限とする定額補助(1回限りの補助)

県補助金

合併協議会運営費等補助金：法定又は任意の合併協議会の運営費等の一部について助成(補助限度額：3年間で1市町村あたり上限250万円、補助率1/4以内)

歳出の部

(単位：千円)

科目			予算額	節		説明
款	項	目		区分	金額	
1	運営費		38,544			
	1	会議運営費	19,633			
		1 協議会会議費	13,032	報酬	1,779	協議会委員報酬(学識経験者)
				旅費	3,234	協議会委員費用弁償(学識経験者)
				需用費	704	会議時お茶代等
				委託料	5,225	会議録作成委託
				使用料及び賃借料	2,090	会場使用料
		2 幹事会会議費	1,003	需用費	247	会議時お茶代等
				使用料及び賃借料	756	会場使用料
		3 小委員会会議費	5,598	報酬	562	新市名称等検討小委員会委員報酬
				報償費	300	新市名称賞品
				旅費	681	新市名称等検討小委員会委員費用弁償
				需用費	45	会議時お茶代等
				役務費	1,078	新市名称募集に係る通信運搬費
				委託料	2,680	新市名称募集集計委託
				使用料及び賃借料	252	会場使用料
	2	事務局費	18,911			
		1 事務局運営費	18,911	報酬	21	監査委員報酬
				共済費	20	臨時職員労災
				賃金	2,283	臨時職員
				報償費	20	視察時お礼
				旅費	4,514	事務打合せ旅費
				需用費	7,388	コピーカウンター料 消耗品、封筒印刷、燃料費
				役務費	1,420	通信運搬費
				使用料及び賃借料	3,245	707A・OA 機器賃借料
2	事業費		40,700			
	1	まちづくり計画費	13,898			
		1 まちづくり 計画策定事業費	13,898	需用費	7,098	報告書印刷
				委託料	6,800	新市まちづくり計画策定業務委託
	2	事務事業調整費	16,090			
		1 事務事業調整 事業費	16,090	委託料	16,090	地域情報化計画策定業務委託ほか
	3	広報広聴費	10,712			
		1 広報広聴事業費	10,712	需用費	1,073	広報用パンフ印刷
				委託料	9,639	ホームページ開設運用委託 協議会だより作成委託
3	予備費		100			
	1	予備費	100			
		1 予備費	100	予備費	100	
		計	79,344			

6. 合併協定項目（46項目）について

自治体の存立に関わる基本的な事項

通番	合併協定項目	主な協議内容	備考
1	1 合併の方式	新設合併（対等合併）	川西薩地区法定合併協議会での決定事項
2	2 合併の期日	平成16年10月12日を目標	
3	3 新市の名称	新市名称候補選定小委員会の設置、公募	
4	4 新市の事務所の位置	新庁舎建設までの間は川内市神田町3番22号（川内市役所の位置）	

事務事業の一元化に関わる事項

合併協定項目			
5	5	財産の取扱い	
6	6	議会議員の定数及び任期の取扱い	
7	7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	
8	8	地方税の取扱い	
9	9	一般職の職員の身分の取扱い	
10	10	特別職の身分の取扱い	
11	11	条例、規則等の取扱い	
12	12	事務組織及び機構の取扱い	
13	13	一部事務組合等の取扱い	
14	14	使用料、手数料等の取扱い	
15	15	公共的団体等の取扱い	
16	16	補助金、交付金等の取扱い	
17	17	町名・字名の取扱い	
18	18	慣行の取扱い	
19	19	国民健康保険事業の取扱い	
20	20	介護保険事業の取扱い	
21	21	消防団の取扱い	
22	22	自治会・行政連絡機構の取扱い	

各種事務事業の取扱い

合併協定項目			
23	23	- 1	男女共同参画事業
24		- 2	姉妹都市・国際交流事業
25		- 3	電算システム事業
26		- 4	広報広聴関係事業
27		- 5	消防防災関係事業
28		- 6	交通関係事業
29		- 7	窓口業務
30		- 8	保健衛生事業
31		- 9	環境衛生事業
32		- 10	障害者福祉事業
33		- 11	高齢者福祉事業
34		- 12	児童福祉事業
35		- 13	生活保護事業
36		- 14	その他の福祉事業
37		- 15	農林水産関係事業
38		- 16	商工・観光関係事業
39		- 17	建設関係事業
40		- 18	上・下水道事業
41		- 19	学校教育事業
42		- 20	コミュニティ施策
43		- 21	社会教育事業
44		- 22	情報公開制度
45		- 23	その他事業

新市建設計画に係る事項

合併協定項目			
46	24	新市まちづくり計画	

事務事業一元化調整方針

1. 調整の目的

川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）のそれぞれの行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政のサービスや負担水準が異なっている。

仮に合併するとした場合、これを新しい市の行政サービスや負担の水準に統一する必要があるので、現在実施している事務事業・制度等を比較し、住民生活に及ぼす影響などの検討を行い、一本化するための調整案を協議する。

この場合、合併のメリットについては生かし、デメリットについては解消を図る視点が大切である。

2. 基本的な事項

調整が必要な項目の協議にあたっては、これまでの関係市町村のまちづくりの歩みを尊重するとともに、地方分権が進むなかで、今後、行政はどのようにあるべきかの視点に立ち、下記の事項を踏まえ、新市での速やかな融合一本化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

- (1) 関係市町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるものと一元化を図るもの及び廃止するものを区分する。その中で、一元化を図るものについては、統合するものと再編するものを区分する。（内容によっては、経過措置をとる場合もある。）
- (2) 一元化を図るもの及び廃止するものについては、合併時から実施するものと合併後一定期間を置いて実施するものに区分する。

3. 事務事業の調整方針

事務事業を調整するにあたっては、下記の基本的な方針に基づき調整するものとする。

【合併協定項目協議の原則】

(1) 住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)

住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項については、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体的統一処理の確保に努めるものとする。

(2) 行政サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉の向上の原則)

現在、関係市町村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるものとする。

(3) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)

地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

(4) 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)

新市の財源確保、効率的な財政運営に努め、地方分権に対応できる健全な財政運営の確立に努めるものとする。

(5) 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)

現在及び今後の社会情勢変化の見通しも踏まえ「スクラップアンドビルド」の視点に立って既定計画事業も含めた事務事業の見直しに努め行政改革を推進する。

(6) 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)

関係市町村が合併した場合、人口や面積等が拡大し、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整に努めるものとする。

(7) 公共的団体などの一本化に努める。

各種公共的団体の一本化に努めるものとする。

4. 調整方針の分類

関係市町村同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。

関係市町村のどれかに統合し、合併時までに調整する。

関係市町村のどれかを基本に再編し、合併時までに調整する。(新規も含む。)

廃止の方向で調整する。

新市に移行後、速やかに調整する。

*経過措置をとる場合を含むものとする。



7. 新市まちづくり計画について

新市まちづくり計画策定方針

1. 計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものである。

2. 計画の構成

本計画は新市を建設していくための基本方針及びこれを実現するための基本計画、まちづくり事業計画、公共施設の基本的考え方及び財政計画を中心として構成する。

3. 計画の期間

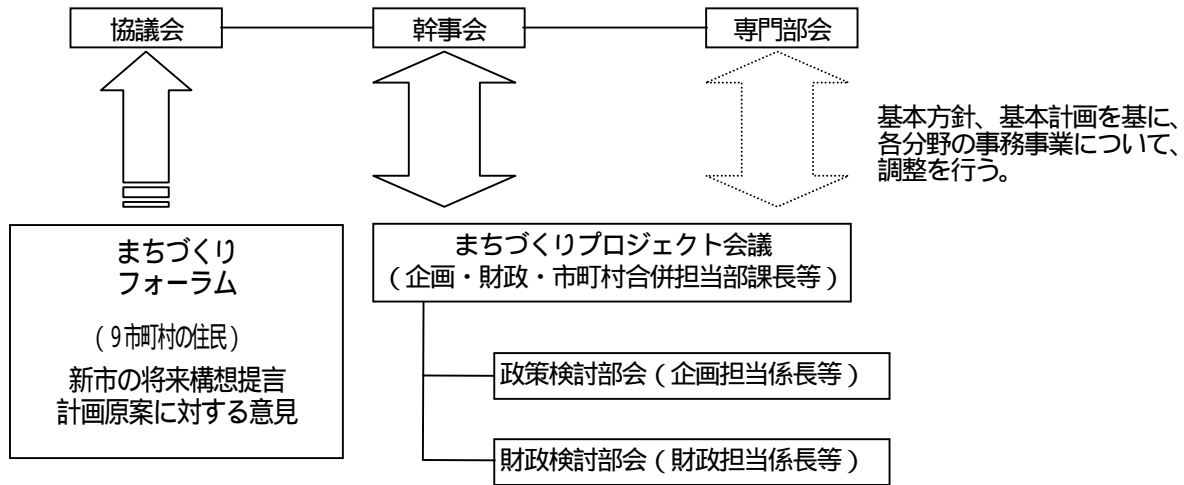
本計画には、合併後、概ね 10 年程度の期間について定めるものとする。

4. 計画の内容

- (1) 新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- (2) 基本方針を実現するための基本計画並びに実施計画は、各地域の課題を把握し、その特性を活かしながら、ハード、ソフトの両面にわたり効果的な事業の展開を図っていくものとする。
- (3) 公共施設の整備については、関係市町村の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとする。
- (4) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。
- (5) 本計画の検討に際しては、住民意向を十分に踏まえるとともに、合併の効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に、十分留意して策定するものとする。
- (6) 関係市町村で地方自治法の規定(第 2 条第 4 項)に基づき策定されている基本構想(総合計画・総合開発計画・総合振興計画等)は、今日までの各市町村のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色のある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画は、その整合性を確保するものとする。

新市まちづくり計画の策定体制

1. 組織イメージ



2. 組織

(1) まちづくりプロジェクト会議

構成 企画・財政・市町村合併担当部課長等
業務 新市まちづくり計画原案の検討

(2) 政策検討部会[まちづくりプロジェクト会議の作業部会]

構成 企画担当係長等
業務 新市まちづくり計画原案の策定(ただし、財政計画を除く)

(4) 財政検討部会[まちづくりプロジェクト会議の作業部会]

構成 財政担当係長等
業務 新市まちづくり計画原案のうち財政計画の策定

(5) まちづくりフォーラム

目的 協議会で「新市のまちづくり」を検討するにあたり、住民参画の一環として新市の将来の姿を検討していただくために設置する。

構成 各市町村から5名以内ずつ選出された、住民代表(45名)

業務 川西薩地区法定合併協議会における提言を継承した上で川薩地区法定合併協議会協議会新市まちづくり原案に対する意見をまとめる。